

平成 2 2 年 9 月 2 日

平成 2 2 年第 3 回 岬町 議会 定例会

第 2 日 会議録

平成22年第3回(9月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成22年9月2日(木)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり13名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	11番 辻 下 文 信
12番 辻 下 正 純	13番 豊 国 秀 行	14番 小 川 日出夫
15番 竹 内 邦 博		

欠席議員 1名(10番 岡本重樹)

傍 聴 な し

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 兼特命対策課担当理事 中 村 光 延
企 画 部 長 笠 間 光 弘	総 括 理 事 白 井 保 二
住 民 福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄	都 市 整 備 部 長 松 永 英 三
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長 古 谷 清	企 画 部 理 事 兼人権推進課長 谷 下 泰 久
住 民 福 祉 部 理 事 兼子育て支援課長 南 康 明	住 民 福 祉 部 理 事 兼保険年金課長 岡 本 茂
都 市 整 備 部 理 事 入 口 博 行	都 市 整 備 部 上下水道担当理事 末 原 光 喜
会 計 管 理 者 兼 理 事 淵 原 義 仁	総 務 部 総 務 課 長 中 田 道 徳
総 務 部 危 機 管 理 監 兼危機管理課長 亀 崎 義 夫	総 務 部 財 政 課 長 四 至 本 直 秀

企画部秘書人事課長 保 井 太 郎

○本会の書記は次のとおりであります。

議会議務局長 辻 下 一 博

議会議務局副理事 大 山 鐵 男

---

議事日程

- |      |        |   |
|------|--------|---|
| 日程 1 | 議案第56号 | 専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町一般会計補正予算（第3次））       |
| 日程 2 | 議案第57号 | 専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第2次））  |
| 日程 3 | 議案第58号 | 専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次））  |
| 日程 4 | 議案第59号 | 専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）） |
| 日程 5 | 議案第60号 | 専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町谷川財産区特別会計補正予算（第1次））  |
| 日程 6 | 議案第61号 | 平成22年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件                   |
| 日程 7 | 議案第62号 | 平成22年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の件             |
| 日程 8 | 議案第63号 | 平成22年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）の件            |
| 日程 9 | 議案第64号 | 平成22年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件       |
| 日程10 | 議案第65号 | 平成22年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次）の件             |
| 日程11 | 議案第66号 | 大阪広域水道企業団の設置に関する協議についての件                  |
| 日程12 | 議案第67号 | 岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件                  |
| 日程13 |        | 平成21年度成果報告・決算に関する説明                       |
| 日程14 | 議案第68号 | 平成21年度岬町一般会計決算認定の件                        |
| 日程15 | 議案第69号 | 平成21年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件             |
| 日程16 | 議案第70号 | 平成21年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件                  |

日程17	議案第71号	平成21年度岬町老人保健特別会計決算認定の件
日程18	議案第72号	平成21年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件
日程19	議案第73号	平成21年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件
日程20	議案第74号	平成21年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件
日程21	議案第75号	平成21年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件
日程22	議案第76号	平成21年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件
日程23	議案第77号	平成21年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件
日程24	議案第78号	平成21年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件
日程25	議案第79号	平成21年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件
日程26	議案第80号	平成21年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件
日程27	議案第81号	平成21年度岬町住宅用地造成事業特別会計決算認定の件
日程28	議案第82号	平成21年度岬町水道事業会計決算認定の件
日程29	報告第2号	平成21年度岬町健全化判断比率報告の件
日程30	報告第3号	平成21年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率報告の件
日程31	報告第4号	平成21年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率報告の件
日程32	報告第5号	平成21年度岬町住宅用地造成事業特別会計資金不足比率報告の件
日程33	報告第6号	平成21年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件

(午前10時00分 開議)

○竹内邦博副議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成22年第3回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は午前10時ジャストです。

本日の出席議員は13名です。欠席議員1名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○竹内邦博副議長 日程1、議案第56号「専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町一般会計補正予算（第3次））」の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程1、議案第56号、専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町一般会計補正予算（第3次））につきましてご説明いたします。

平成22年7月14日未明の豪雨による災害復旧に係る経費及び固定資産評価審査棄却決定取消請求事件に関する判決に対する控訴に伴う本町が主張する補完資料を作成するための経費について補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成22年7月14日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

豪雨災害につきましては、7月13日深夜に本町において大雨警報、洪水警報が発令され、警戒本部が設置されたところでございます。7月14日未明までに雨量が最も多かった多奈川地域におきましては、1時間最大雨量80ミリ、全体では200ミリを超える雨量が計測され、床上・床下浸水のほか、町道、里道、河川、農業施設や林道など町内全域に被害が生じたものでございます。

本補正予算につきましては、これらの災害復旧に要した経費のうち、緊急に対応が必要であった経費のみを計上させていただいたものでございます。

なお、国費を受けて実施いたします災害復旧経費につきましては、日程6、議案第61号、平成22年度岬町一般会計補正予算（第4次）におきまして、計上させていただいております。

次に、固定資産評価審査棄却決定取消請求事件につきましては、6月24日の判決に対して7

月6日に大阪高等裁判所に控訴を提起したところでございます。

本補正予算につきましては、訴訟において本町の主張を補完する資料を作成するに当たり、必要となる経費を計上させていただいたものでございます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明いたします。議案書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,439万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億8,398万5,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては5ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金といたしまして、2,439万1,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、本補正予算の必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金234万6,000円、公共施設整備基金繰入金2,083万1,000円ほか、多奈川、淡輪、深日の各財産区特別会計からの繰入金といたしまして、合わせまして121万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては6ページ、7ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、固定資産評価資料作成業務委託料231万円を計上いたしております。

民生費につきましては、床上浸水に係る災害見舞金といたしまして、3万6,000円を計上いたしております。

災害復旧費につきましては、2,204万5,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、農業施設や林業施設などの農林水産業施設災害復旧費281万5,000円、道路、橋梁や河川などの公共土木施設災害復旧費1,799万2,000円、法面など町有地に係るその他公共施設・公用施設災害復旧費123万8,000円となっております。

なお、災害箇所につきましては、別添で図面を配付させてもらっております。よろしく願います。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 この専決処分、議案5件ありますが、5件について質問いたします。

今まで台風以外には、半年に2回の大雨というのはなかったと思うんです。この大きい雨でございまして、この2回の大雨で災害も大きくなり、復旧工事も難航したと思いますが、全職員と担当課の努力で事業も進んでいると思います。今後、健康に留意され、工事を完了されますことを望みます。

1点質問いたしますが、災害時の届出の受付日ですが、前のときに日が大概短いと思ったのです。それで、例えば地権者が災害の発見がおくれた場合、いつまでに届けたらよいのかということをご1点質問いたします。

もう1点、関連でございますが、岬海岸番川線の災害ですが、今、通行どめになり、大勢の方々が困っております。行政も復旧に全力を尽くしておりますが、きのうですか、議会の初日に町長からもあいさつにおいて、これからの取り組みを言われましたが、もう少し詳細に説明を願いたい。この2点をお願いします。

○竹内邦博副議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 和田議員の1点目の質問に回答させていただきます。

災害発生から申請までに各施設においての申請する手続というのがございます。例えば公共土木施設であれば、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法という法律に基づきまして、施行令が定められております。その場合、異常な天然現象によって公共土木施設に被害を生じたときは、その施設の管理者は速やかに災害の状況を主務大臣に報告するというところで施行令第5条に定められておまして、速やかにというのは大体被災後10日以内という規則があるわけがございます。

また一方、農地・農業用施設災害復旧事業に関しましては、被害報告は基本的に災害発生後3週間以内に確定させる必要があるということで、それぞれその施設によって報告する期限が定められているという状況でございます。

その中で、先ほど和田議員が職員を褒めていただいたように、災害復旧に当たりましては、一日も早い復旧に向け職員が頑張っておるところでございます。

1点目の質問に対しては以上です。

○竹内邦博副議長 都市整備部長、松永英三君。

○松永都市整備部長 岬海岸番川線の災害復旧等に関するご質問についてお答えいたします。

まず、7月14日の大雨によって、中学校のところから入ってすぐのところ土砂崩れ災害が起こった件につきましては、今回の専決予算において設計委託料を専決させていただいており

ますので、それに基づきまして、国庫補助の災害復旧費を受けるべく、現在、申請を進めてお  
りまして、この16、17日に国からの災害査定を受けるという予定になっております。それ  
につきましては、今回の補正予算のほうで工事費を上げさせていただいております、スムー  
ズに行きますと11月半ば、12月ごろから発注して、その部分については工事にかかると  
いうことでございます。

あと、4月に崩落しました2件の部分につきましては、これは現在、国土交通省、また大阪府  
と事業の認定に向けて今、協議をさせていただいております、早ければ10月中には認定し  
ていただけるのではないかと。事業が認定されますと、11月に交付金の交付申請を行いまし  
て、交付決定いただければ、今年度中に設計を行いまして、来年度にのり面の工事を実施す  
るということで今、計画しておるところでございます、のり面の工事が23年度、それ以外の  
道路面の狭隘でございますので、待避車線を何カ所かつくろうというふうに考えておるん  
ですが、その部分につきましては、その次の24年度に工事を行いまして全線開通ができる  
ことになるというふうな考えでおります。今のところ、現状はそういう進捗でございます。

以上です。

○竹内邦博副議長 他に質問はございませんか。

奥野 学君。

○奥野 学議員 1点お聞きしたいと思います。

資料6ページの固定資産評価資料作成業務委託料231万円、今回上がっていますが、  
当然、一審のときにも資料作成されたと思いますが、その一審のときの委託料がどれぐら  
いであったのか。そして、今回、控訴をするについて、前回の資料がだめだったので、新  
たに資料作成という新たな鑑定をするということだと思っております、その高額な鑑定を  
もう少し詳細にご説明いただきたいと思っております。

○竹内邦博副議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 奥野議員の質問でございますが、6ページに賦課徴収費ということで  
固定資産評価資料作成業務委託料として231万円を執行しております。この費用につ  
きましては、先ほど説明しましたように、控訴するに当たりまして、前回、説明さ  
せていただきましたつぶれ地割合を出すためにゴルフ場及び遊園地を住宅開発した  
場合、どのような住宅地割合がとれるかというのが前回、一審判決では争点でござ  
いました。それが5割という一審の判決でございました。岬町の主張としては6割  
であるということで、そのつぶれ地割合を算定するための作業として、今回この  
委託料をもちまして開発計画をつくりまして、ほぼつぶれ地割合が6割とれ



るという控訴資料にしたいがための作業でございます。

作業の進捗状況でございますが、先般、8月末をもって、弁護士のほうが高等裁判所のほうに控訴理由書を提出したところでございます。その控訴理由書につけるための参考資料として、この作業をするものでございます。

一審のときの委託料はございません。

以上です。

○竹内邦博副議長 ほかにございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 この今回の専決につきましては、7月に起こった集中豪雨の緊急的な手当の中身が大半を占められているわけで、職員の皆さんは大変なご苦勞だったこととお察し申し上げます。

本件については委員会付託がありませんので、本会議のこの場で若干質問をさせていただきます。

議案の6ページに歳出の民生費のところでは社会福祉費、社会福祉総務費として災害見舞金が3万6,000円、歳出の金額として書かれているところであります。災害見舞金については条例も調べさせていただき、担当課にも少しお話をお伺いいたしましたが、この中身について少し確認をしたいと思います。

今回の災害見舞金のお支払いする先の状況としては、床上浸水の被害に遭ったところだというふうにお聞きしておりますけれども、条例の中に家屋が全壊や半壊のときについても、この災害見舞金支給の対象になっているということになっておりますので、そのあたりの認定はどのように行うのか。半壊や全壊は、私ども素人では判断しかねる部分がありますけれども、そのあたりの基準はどのように定められているのか、お聞きしておきたいと思います。

○竹内邦博副議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 中原議員のご質問に答えます。

災害見舞金として3万6,000円、この場合、床上浸水の被害に遭われた方に対しまして、1件当たり6,000円の執行をするものでございます。

質問の家屋における半壊、全壊の判断基準でございますが、当然、現場に向かいまして、その家屋の壊れぐあいを判断して執行するものでございまして、そのときには家屋評価等々の担当職員も同行しまして判断するわけでございます。

そういう中で、深日地区の1件の方において、のり面被害がございました。その方からも、う

ちの家の被害に対してどうであるかというご質問等があったことはございました。その方は、のり面被害ということなので、のり面の安定工事を今現在しておるところでございますが、家屋に対する被災というものが現時点では認められないので、執行できないというところがございます。

以上です。

○竹内邦博副議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまご答弁いただきました。ちょうど今、ご答弁の中で深日の民家のことについて答弁の中で触れられましたので、その点について今後お考えいただけたらなと思うことについて、意見だけ申し上げておきたいと思えます。

現地は皆さんもごらんになったところかと思えますけれども、非常に悲惨な状況になっておりまして、家屋そのものには損傷は見られないんですけども、家屋に付随するベランダ部分が崩落しているということは認められましたけれども、家屋そのものには損傷はないという状態でしたが、そのベランダが落ちると同時に家屋の基礎になっている地盤の部分が深くえぐり取られているという状態が確認されたわけですね。皆さんも見に行かれて、ご承知のとおりかと思えます。

そういった場合に何らかの手だてがないのかということは私も思いましたし、恐らく皆さんもそのようにお感じになったのではないかなと思えます。今定められている災害見舞金の条例については該当しないということになるわけですけども、また今後さまざまな災害が発生することは十分考えられますし、今、申し上げている深日の民家の方の状況におかれては、基礎を何とか手当てしない限り、家に損傷はないんですけども、とても住んでいられる状況ではないわけなんですね。ですので、こういった状況にも対応できるような支援策、救済策というの、また町としても検討していただきたいと思います、そのことだけ申し上げておきたいと思えます。

○竹内邦博副議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 中原議員の質問にお答えいたしたいと思えます。

家屋被災につきましては、今現在、半壊、全壊という区別しかございません。そういう中で、固定資産税の減免制度がございまして、その深日の方とは固定資産税の減免について対応できるよということで、1期・2期分はもう納入されていますので、3期・4期分の減免については対応させていただいたということをご参考までに報告させていただきます。

以上です。

○竹内邦博副議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいませっかくご答弁をいただきましたので、もう少し今の問題について申し上げておきたいと思います。

今、固定資産税の減免のことをお話しされまして、少し本来の議案とは離れていっているような気がしておりますけれども、せっかくご答弁いただきましたので、固定資産税の減免の措置をとることができたということでありました。けれども、このことにつきまして、一言ちょっと申し上げておかないといけないなと思うことがありますので、この機会をおかりしたいと思います。

今、固定資産税の災害を受けたということで、3期・4期分については減免を行うという措置を決定したということでありました。これはさかのぼりができないということをお聞きしております、1期・2期分は既に納入されておりますので、それはさかのぼって減免するということができないということは決まりのようになっておるように聞き及んでおるんですけども、問題は2期分のことです、実はこの方、えらい個人的なことにかかわっていくのでどうかなとも思うんですが、事情をよくお聞きしたところ、この2期分については7月の31日に納めにいったというふうに聞いているんですね。

実は、その方は、この固定資産税の減免があるということをご存じなかったから31日に納めに行ったんですけども、7月の中旬に災害を受けられて、その数日後に、こういう災害を受けた場合に町のほう、ほかの府や国も含めてでしょうけれども、何らかの救済策はないんですかということをお聞きに町にお越しになっているんですね。そのときには、残念ですが、何もありませんという答えを聞いたということで、何もないとお聞きになったので、知らずに2期分を納めてたんですね。その2期分を納めた後になって、実は固定資産税の納入の減免ができるということをお聞きしたところ、この2期分については7月の31日に納めにいったというふうに聞いているんですね。

ですので、この人がご自身で聞きに行かれた7月の中旬を少し回ったぐらいかと思いますがけれども、そのときに救済策はないのかということをお聞きに町に対して問い合わせをしているのに、そこでもしも知らせることができておれば、この方は2期分から減免を受けることができていたわけなんですね。そのあたりについては非常に大きな手落ちだと、私はそのお話を聞いて感じております。

ご本人も、金額についてそう大きな額でもありませんし、金額の問題ではないんだと。町に対して、やはりこういうことが繰り返されると非常に残念だし、不審を感じる住民さんが出るようなことも考えられるということで、こういったことについてはきちんと対応していただきたい。

町の中身としては、どうしても縦割りの行政になっておりますので、例えば今回の災害見舞金、これは福祉の部門ですので、ほかの担当部局の方は、もしかしたらご存じないかもしれません。ですけれども、住民の皆さんがお困りになって、直接に何かこういったときにできる手だてはないのかと問い合わせまでしておられるんですから、そのときにもしわからないのであれば、少し調べてみますので、後ほどご案内いたしますという形でお待ちいただいて、他の部局であってもよく調べてからお答えをすると、正確な情報をお伝えする。皆さんには周知徹底の義務があるわけですから、その点について、これを機会によく考えていただいて、今後の対応を慎重に、また厳正に行っていただきたいと、このこともあわせて申し上げておきたいと思います。ありがとうございます。

○竹内邦博副議長 他にございませんか。

豊国秀行君。

○豊国秀行議員 資料の6ページと7ページにわたるんですけれども、災害復旧費の中で測量設計委託料があるんですけれども、農業施設について120万円、道路、橋りょうについて100万円、それと河川災害について300万円という測量設計委託料になっているんですけれども、これは工事費に対して、私、思うには少しどころか、大分高いんじゃないかと思うんですけれども、そこは適正なのかどうかだけ、ちょっと教えていただきたいんです。

○竹内邦博副議長 都市整備部長、松永英三君。

○松永都市整備部長 お答えいたします。

この設計委託料は、今回、災害査定を受けるべくして、その図面をつくるための測量設計費でございまして、工事請負費は緊急の土砂を撤去したりとか、そういうふうなものは工事請負費で、今回、設計委託料を上げさせていただいて、設計を発注して、それをもとに災害査定を今度の16、17日で受けると。それで工事にかかるというための設計委託料でございますので、この載っている工事費とは別のものがございます。

○竹内邦博副議長 他にございませんか。

鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 7月13日の集中豪雨ですね、大変皆さんご努力されて、緊急的なところはいち早くされましたけれども、1点、祇園橋ありますね、バス沿いの。祇園橋を、こちらから行ったら渡ったところから船守神社へ行く曲がった道と、元森脇石材の工場跡があつて、そこから行く道と両方あるんですね。それをずっと上のほうへ行けば、船守神社のほうへ通じていますけれども、その下のほうで緊急的なところは、はんらんしたところにブロックを2段積みにし

て緊急措置をしていただいたんです。

ところが、あそこは最終的に番川に注ぐんですね。あの辺から一帯がずっと流れ込んできまして、今、道路の真ん中に昔やられたんですけれども、U字溝の上にグレーチングをいただいているんですね。だから、ああいうのは年に何回もあつたら困るんですけれども、あれがあれば、あの辺の水がみんな道路へ出て困るということで、現場へ来ていただいた課長には、これをまた検討してくださいというように言うてますけれども、これは今、返事は結構ですけれども、事業委員会のときに、その辺どうお考えになっているか、それだけまた事業委員会でお願ひします。

以上です。

○竹内邦博副議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第56号「専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町一般会計補正予算（第3次））」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○竹内邦博副議長 満場一致であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

○竹内邦博副議長 日程2、議案第57号「専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第2次））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程2、議案第57号、専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第2次））につきましてご説明いたします。

平成22年7月14日未明の豪雨により、一般会計で実施する林道災害復旧及び財産区有財産の災害復旧に係る経費について補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議

会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年7月14日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

豪雨災害につきましては、7月13日深夜に本町において大雨警報、洪水警報が発令され、警戒本部が設置されたところでございます。淡輪地域においても被害が発生しており、本補正予算につきましては、淡輪区有財産でありますあたご山及び林道本谷線の災害復旧について、緊急に対応が必要であった経費を計上させていただいたものでございます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明いたします。議案書1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,274万9,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出補正予算をごらんください。まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金といたしまして、本補正予算に必要な財源として、淡輪地区財産区基金繰入金57万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

財産費といたしまして、あたご山地内土砂災害に係る財産区有財産災害復旧工事42万円を計上いたしております。

諸支出金につきましては、一般会計で実施する林道本谷線災害復旧工事の財源といたしまして、一般会計繰出金15万円を計上いたしております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号「専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第2次））」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○竹内邦博副議長 満場一致であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

○竹内邦博副議長 日程3、議案第58号「専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程3、議案第58号、専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次））につきましてご説明いたします。

平成22年7月14日未明の豪雨により、一般会計で実施する林道災害復旧に係る経費について補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年7月14日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

豪雨災害につきましては、7月13日深夜に本町において大雨警報、洪水警報が発令され、警戒本部が設置されたところでございます。深日地域においても被害が発生しており、本補正予算につきましては、林道棟合線の災害復旧に係る緊急に対応が必要であった経費を計上させていただいたものでございます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明いたします。議案書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,364万9,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出補正予算をごらんください。歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

深日地区財産区基金繰入金10万円を財源に一般会計で実施する林道棟合線災害復旧工事の財源といたしまして、一般会計繰出金10万円を計上するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 討論なしと認めます。

これより議案第58号「専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次））」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○竹内邦博副議長 満場一致であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

○竹内邦博副議長 日程4、議案第59号「専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程4、議案第59号、専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次））につきましてご説明いたします。

平成22年7月14日未明の豪雨により、一般会計で実施する林道災害復旧及び谷川財産区特別会計で実施する財産区有財産の災害復旧に係る経費について補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年7月14日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

豪雨災害につきましては、同じく7月13日深夜に本町において大雨警報、洪水警報が発令され、警戒本部が設置されたところでございます。多奈川地域においても被害が発生しており、本補正予算につきましては、林道奥池線ほか2件の災害復旧及び谷川財産区特別会計で実施する多奈川東地区内墓地のり面崩落災害復旧に係る緊急に対応が必要であった経費を計上させていただ



いたものでございます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明いたします。議案書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,422万1,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

多奈川地区財産区基金繰入金160万2,000円を財源といたしまして、一般会計で実施する林道奥池線ほか2件の災害復旧工事の財源といたしまして、一般会計繰出金96万4,000円及び谷川財産区で実施する多奈川東地区内墓地のり面崩落災害復旧工事の財源といたしまして、谷川財産区特別会計繰出金63万8,000円、合わせまして160万2,000円を計上するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 討論なしと認めます。

これより議案第59号「専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次））」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○竹内邦博副議長 満場一致であります。

よって、議案第59号は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

○竹内邦博副議長 日程5、議案第60号「専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町谷川財

産区特別会計補正予算（第1次）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程5、議案第60号、専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町谷川財産区特別会計補正予算（第1次））につきましてご説明いたします。

平成22年7月14日未明の豪雨により、財産区有財産の災害復旧に係る経費について補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年7月14日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

豪雨災害につきましては、7月13日深夜に本町において大雨警報、洪水警報が発令され、警戒本部が設置されたところでございます。多奈川谷川地域においても被害が発生しており、本補正予算につきましては、財産区有財産であります多奈川東地区内墓地のり面崩落災害復旧に係る緊急に対応が必要であった経費を計上させていただいたものでございます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明いたします。議案書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ307万2,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

多奈川財産区特別会計繰入金63万8,000円を財源といたしまして、多奈川東地区墓地のり面崩落に係る財産区有財産災害復旧工事63万8,000円を計上するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博副議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博副議長 討論なしと認めます。

これより議案第60号「専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町谷川財産区特別会計補

正予算（第1次）」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○竹内邦博副議長 満場一致であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。再開は11時ジャストです。

(午前10時49分 休憩)

(午前11時00分 再開)

○竹内邦博副議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

○竹内邦博副議長 日程6、議案第61号「平成22年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程6、議案第61号、平成22年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件につきまして、概要をご説明いたします。

我が国の経済は、中国やインドなど新興国市場を中心とした需要の拡大により、輸出企業の堅調な業績を背景に回復しつつあると言われております。しかし一方では、依然としてくすぶり続けているギリシャやスペインなどの南欧諸国の経済危機に加えて、最近では我が国や米国など先進国の景気先行き懸念が再燃し、再びドルを売って比較的安全と言われる円を買い戻すといった動きによって、急速な円高が進んできております。

こうした状況は、我が国の景気回復基調に水を差し、大きな影響を与えるものと懸念されております。また、このような経済環境は、地域経済におきましても相当大きな影響を受けるものと懸念しているところでございます。本町におきましても、財政状況は依然として厳しい状況にあ

ることから、今般の補正予算につきましては、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,378万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億7,777万円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては9ページから11ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

地方交付税につきましては、交付決定に伴い、本補正予算に必要な財源といたしまして、普通地方交付税1,469万8,000円を計上いたしております。

分担金及び負担金につきましては、本年7月14日未明の豪雨で被災した農地の復旧に係る受益者負担金といたしまして、農地災害復旧費分担金80万1,000円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、2,829万5,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、町道、河川、農地に係る災害復旧費負担金といたしまして、合計で2,138万6,000円のほか、高齢者グループホームのスプリンクラー整備に係る地域介護・福祉空間整備等交付金373万6,000円、地域で高齢者を支えるシステムづくりを構築するための生活・介護支援サポーター養成事業補助金317万3,000円となっております。

府支出金につきましては、364万8,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、中高生の居場所づくり事業に係る子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)284万1,000円、保育所に絵本などの図書の購入に係る地域福祉・子育て支援交付金(子育て支援分野特別枠)55万7,000円、自主防災組織の支援に係る大阪府地域力再生支援事業補助金25万円となっております。

繰入金につきましては、平野水路改修事業に充当するための多奈川財産区特別会計繰入金60万円を計上しております。

繰越金につきましては、平成21年度決算に基づく純繰越金2,957万5,000円を計上いたしております。

諸収入につきましては、小島集会所改修に係る地元負担金12万6,000円、健康ふれあいセンターの平成21年度の運営について指定管理者から納付される利益納付金34万2,000円、合わせまして46万8,000円を計上いたしております。

3ページをごらんください。

町債につきましては、町道災害復旧債440万円、河川災害復旧債590万円、合わせて1,030万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。4ページをご参照願います。なお、詳細につきましては12ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、583万8,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、庁内で使用しておりますプリンタの老朽化に伴う更新といたしまして、機械器具費44万1,000円のほか、平成23年1月から開始を予定しております所得税等の国税データの受信に伴う住民税システム改修委託料420万円、これに伴うパソコン等の機械器具費68万3,000円となっております。

民生費につきましては、2,365万2,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、平成21年度国庫負担金の精算に伴う障害者医療費国庫負担金返還金563万5,000円、消防法の改正に伴い義務づけられました高齢者グループホームのプリンクラー設置に係る整備事業補助金373万6,000円、平成21年度府補助金の精算に伴う老人医療府補助金返還金396万7,000円となっております。

衛生費につきましては、平成21年度国庫補助金の精算に伴う女性のがん検診推進事業国庫補助金返還金252万8,000円、保健センターにおけるアスベスト類の気中濃度測定委託料4万8,000円、合わせまして257万6,000円となっております。

土木費につきましては、2,614万2,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、岬海岸番川線の復旧・安全対策工事のための測量設計業務委託料1,800万円、平野水路改修に係る河川水路改修事業600万円となっております。

消防費につきましては、多奈川小学校区を拠点とした自主防災組織に対する支援といたしまして、防災カードなどの消耗品費8万1,000円、防災啓発ビデオを購入するための庁用器具費16万9,000円、合わせまして25万円を計上いたしております。

教育費につきましては、25万9,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、ふれあい教育フェスタ開催に伴うすこやかネット事業負担金9万5,000円、淡輪小学校におけるアスベスト類の気中濃度測定委託料5万8,000円、共同調理場の保存食用冷凍庫購入費9万円となっております。

5ページをご参照願います。

災害復旧費につきましては、3,506万8,000円を計上いたしております。

7月14日未明の豪雨による被害について、緊急に対応する必要が生じたものにつきましては、さきの第3次補正予算につきまして、同日付で専決処分をさせていただいたところでございますが、本補正予算につきましては、国費の対象となるものを中心に計上させていただいたものでご

ざいます。

主な内容といたしましては、あぜ崩壊に伴う農地災害復旧費165万1,000円、岬海岸番川線の復旧に伴う道路橋りょう災害復旧費1,383万円、河川災害復旧費1,883万1,000円となっております。

続きまして、6ページをご参照願います。地方債補正をごらんください。

町道災害復旧事業及び河川災害復旧事業につきましては、新たに地方債限度額の追加を行うものでございます。限度額といたしましては、町道災害復旧事業は440万円、河川災害復旧事業につきましては、590万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法等につきましては、ごらんのとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

本件は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成22年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教、厚生、事業の各委員会に付託することに決定しました。

---

○竹内邦博副議長 日程7、議案第62号「平成22年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 日程7、議案第62号、平成22年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の件につきましてご説明いたします。

今回の補正予算は、前年度医療費の確定等による国庫負担金等の精算返還について補正をお願いするものでございます。

補正の内容についてご説明いたします。議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ247万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億617万2,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。議案書の2ページを、詳細につきましては4ページをあわせてご参照願います。

まず、国庫支出金、国庫負担金として82万2,000円を計上いたしております。これは、前年度の療養給付費等に係る医療費の精算による追加交付金であります。

次に、療養給付費交付金として142万6,000円を計上いたしております。前年度の退職被保険者等に係る医療費の精算に伴い、精算交付が予定されることによる補正でございます。

次に、繰越金としまして、前年度繰越金22万9,000円を計上いたしております。いずれも国庫負担金等の返還に要する経費に充当するものでございます。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。議案書は同じく2ページを、詳細につきましては5ページをあわせてご参照願います。

まず、諸支出金、償還金及び還付加算金として247万7,000円を計上いたしております。これは、前年度の医療費の確定等により、国庫負担金、府費負担金、国庫補助金、府補助金の精算に伴う国及び府に対する返還金でございます。

以上が、平成22年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成22年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○竹内邦博副議長 日程8、議案第63号「平成22年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民福祉部理事、岡本 茂君。

○岡本住民福祉部理事 日程8、議案第63号、平成22年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)の件につきましてご説明いたします。

今回の補正予算は、主に年金から保険料を支払っていただいている後期高齢者医療の被保険者が死亡等で資格喪失したことにより保険料の返還が生じた場合、社会保険庁からの通知により、保険料の返還先が決定いたします。社会保険庁の通知が届くまで時間を要することから、平成21年度中に返還処理ができなかった保険料の返還金について補正をお願いするものでございます。

補正予算の内容についてご説明いたします。議案書の1ページのご参照をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,551万4,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。議案書2ページを、詳細につきましては4ページをあわせてご参照をお願いいたします。



歳入では、繰越金としまして、前年度繰越金34万1,000円を計上しております。これは、前年度中に資格を喪失した方への保険料の返還金に充当するものでございます。

続きまして、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。議案書の2ページを、詳細につきましては4ページをあわせてご参照をお願いいたします。

歳出では、諸支出金、償還金及び還付加算金としまして、34万1,000円を計上いたしております。これは、前年度中に資格を喪失された方々への保険料の還付金でございます。

以上が、平成22年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○竹内邦博副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博副議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成22年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）の件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○竹内邦博副議長 日程9、議案第64号「平成22年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民福祉部理事、南 康明君。

○南住民福祉部理事 日程9、議案第64号、平成22年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件についてご説明いたします。

今回の補正予算の内容は、前年度の剰余金の処理でございます。議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,085万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,745万7,000円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の概要につきましてご説明します。議案書の2ページ及び3ページをご参照ください。なお、詳細につきましては4ページ、5ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

まず、歳入の補正予算といたしまして、繰越金として5,085万8,000円の増額補正でございます。この繰越金につきましては、前年度の介護給付費等の確定に伴う剰余金を繰り越しするもので、後ほど歳出に出てきます国、府、支払基金への前年度精算金としての支出と準備基金積立金に充当するものでございます。

次に、歳出におきまして、諸支出金、償還金及び還付加算金として、2,812万1,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、前年度の介護給付費の確定に伴い、国、府、支払基金それぞれに対する精算返還金でございます。

続きまして、基金積立金、介護給付費準備基金積立金として、2,273万7,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、前年度の給付費の確定に伴い、その剰余金を基金に積み立てるものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成22年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○竹内邦博副議長 日程10、議案第65号「平成22年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第3次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程10、議案第65号、平成22年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第3次)の件につきまして、概要をご説明いたします。議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,022万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金600万円を計上し、歳出におきましては、平野水路改修事業に伴う一般会計繰出金600万円を計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成22年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第3次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○竹内邦博副議長 日程11、議案第66号「大阪広域水道企業団の設置に関する協議についての件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部理事、末原光喜君。

○末原都市整備部理事 日程11、議案第66号、大阪広域水道企業団の設置に関する協議についての件をご説明させていただきます。

地方自治法第284条第2項の規定により、大阪広域水道企業団を設置することについて、規約を定め関係市町村と協議するにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、水道用水供給事業の経営に関する事務、水道事業の受託・技術的支援に関する事務及び工業用水道事業の経営に関する事務等を共同処理するため、大阪広域水道企業団を設置することに関し、規約を定め関係市町村と協議するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

本企业団の設立につきましては、平成22年7月29日、受水市町村の首長会議におきまして、企業団規約案を各市町村議会へ上程することについて合意したものでございます。

これまで企業団設立につきましては全員協議会、全員懇談会でご説明しておりますが、企業団設立のイメージについて補足説明をさせていただきます。配付しております参考資料の1ページ、企業団設立のイメージをごらんください。

上段が現状を示したもので、下段が企業団を設立された状況を示したものとなっております。大阪府域の水道は、上段の現状に示しますとおり、大阪市を除く大阪府域と大阪市域の二つに大きく区分されます。大阪府域は、大阪府水道部が運営しております用水供給事業と、図に示しますように、各市町村がそれぞれ運営しております水道事業の二つで構成されております。一方、大阪市域は、大阪市水道局が水道事業を独自に行っております。企業団が設立されますと、下の図に示しますように、これまで大阪府水道部が運営しておりました用水供給事業が企業団の運営となるもので、各市町村の水道事業及び大阪市の水道事業は、これまでと同様となるものです。

なお、用水供給状況につきましては、本年7月29日開催されました受水市町村の首長会議におきまして、大阪府の用水供給事業が府内統一料金で行っていることを企業団におきましても踏襲し、統一料金とすることを企業団設立趣意書に記載することとなったものです。

その趣意書の記載につきましては、参考資料の2ページをごらんください。

下段のアンダーラインを引いた部分が統一料金について記載されたものとなっております。読み上げますと、これまで府営水道が42市町村共有の水源としての役割に鑑み、統一料金により用水供給事業を行ってきたことを踏まえ、府営水道の事業を引き継ぐ企業団においても、構成団体への用水供給料金について、統一料金により運営するものとするということでございます。

それでは、戻りまして、規約（案）をごらんください。

第1条は企業団の名称で、大阪広域水道企業団とするものでございます。

第2条は、企業団を組織する地方公共団体の規定となっております。設立当初におきましては、企業団は次ページの下段の別表に掲げる37市町村で構成されることとなります。

第3条は、企業団の共同処理する事務に関する規定でございます。企業団は大阪府が運営する水道用水供給事業及び工業用水道を承継し、市町村の共同事務として運営していくこととしております。また、市町村が運営する水道事業に対し、企業団として受託や技術的支援を行うことで、府域の水道事業の経営基盤強化に向けた連携拡大を図ることとしております。

第4条は、企業団の事務所の位置に関する規定でございます。企業団は、設立時においては主に大阪府水道部職員や府の水道施設の承継により対応することから、円滑な事業開始が図られ

るよう、当面、現在の大阪府水道部庁舎を事務所とすることとしています。

第5条は、企業団の議会の組織及び議員の選挙に関する規定でございます。企業団議会の議員定数につきましては、地方公営企業法に規定される定数の上限である30人とする事としております。選挙方法につきましては、構成団体の議会の議員の中から選挙することとし、構成団体の長が共同して推選することとしております。具体的な議員選出の手續としましては、議員が割り振られた市町村議会で議員を選出し、選出された議員全員を市町村長が連名で企業団に推選することとなります。

第6条は、企業団議員の任期に関する規定でございます。第1項におきまして、任期は構成団体の議会の議員としての任期によることとしております。ただし、企業団における実際の運用につきましては、今後、市議会議長会及び町村議長会と調整して決定することとしております。

第7条は、企業団議会の事務局に関する規定でございます。企業団の議会には事務局を置くこととするものでございます。

第8条は、企業長に関する規定でございます。企業長は企業団を統括し、代表する者で、構成団体の長の互選によるものとしております。任期は当該構成団体の長の任期とするものでございます。

第9条は、補助職員に関する規定でございます。企業団には職員を置くものとし、企業長が任命することとしております。

第10条は、監査委員に関する規定でございます。企業団には監査委員2名を置くものとし、その選任につきましては、企業長が企業団の議会の同意を得て行うものとするものでございます。監査委員の任期は4年とするが、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げないとするものでございます。

第11条は、首長会議の設置に関する規定でございます。構成団体の総意で企業団を運営するため、首長会議を設置するものでございます。首長会議は企業団の特に重要な事項を協議するため、構成団体の長を委員として構成するものでございます。

第12条は、運営協議会の設置に関する規定でございます。運営協議会も構成団体の総意で企業団を運営するため設置するもので、企業団の重要な事項を協議するため、構成団体の水道主要な担者を委員として構成するものでございます。また、運営協議会に必要な事項は企業長が定めることとなります。

第13条は、企業団の経費の支弁の方法に関する規定でございます。企業団の経費は、料金、企業債、補助金、負担金、その他の収入を充てることとしております。

第14条は附則に関する規定で、この規約の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定めることとしております。

次に、附則についてですが、本規約の施行期日及び職務執行者に関する規定でございます。規約は平成23年4月1日から施行するものとしますが、名称、構成団体、企業長及び補助職員については知事の許可の日から施行することとしております。これは、平成23年4月1日の共同処理の開始までの間に企業団として各種準備行為を行う必要があるため、許可の日をもって、主要な事項を施行するものとしたものです。また、規約施行後、速やかに企業団の関係事務を執行することができるよう、企業長が選任されるまでの間は、大阪府営水道協議会の会長市の長である堺市長が企業長の職務を執行することとしたものでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されると聞き及んでおります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております大阪広域水道企業団の設置に関する協議についての件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

---

○竹内邦博副議長 日程12、議案第67号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する

件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程12、議案第67号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成22年政令第144号）の施行に伴いまして、本条例に所要の改正を行うものでございます。

具体的には、今回、児童扶養手当法が改正されまして、新たに父子家庭にも児童手当が支給されるため、本条例に所要の改正をするものでございます。

新旧対照表を添付しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

改正の内容といたしましては、附則第5条第7項第1号中「若しくは第4号」を「、第5号若しくは第10号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号」の次に「、第8号、第9号又は第13号」を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

本件は、総務文教委員会に付託と聞き及んでおりますが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博副議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）



○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩いたします。次の再開は13時ジャストでございます。

(午前11時42分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○竹内邦博副議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○竹内邦博副議長 お諮りします。

日程13「平成21年度成果報告・決算に関する説明」及び日程14、議案第68号「平成21年度岬町一般会計決算認定の件」から日程28、議案第82号「平成21年度岬町水道事業会計決算認定の件」までの15件を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

よって、日程13「平成21年度成果報告・決算に関する説明」及び日程14、議案第68号「平成21年度岬町一般会計決算認定の件」から日程28、議案第82号「平成21年度岬町水道事業会計決算認定の件」までの15件は一括議題にすることに決定しました。

これより、平成21年度の成果報告・決算に関する説明を求めます。成果報告について、町長、田代 堯君。

○田代町長 日程13、平成21年度成果報告・決算に関する説明を行わせていただきます。そして、日程14、議案第68号、平成21年度岬町一般会計決算認定の件から日程28、議案第82号、平成21年度岬町水道事業会計決算認定の件につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をいただきたく、一括提

案申し上げます。

なお、平成21年度各会計の決算書及び関係資料並びに岬町監査委員から提出されました決算審査意見書をあらかじめ配付いたしております。これらの資料をもとに主要施策の成果の概要についてご説明させていただきます。

私は、町民の温かい信託を受け、昨年10月に町長に就任して以来、温かみのある町政を進めること、徹底してまちの行財政を建て直すこと、町に生まれてよかった、町に移り住んでよかった、これからも住み続けたいと思えるまちの未来を創造することの三つの柱を基本理念として、岬町が元気になるように職員とともども一丸となって行財政運営を進めております。

現在、全国の市町村を取り巻く財政は、地方税収入の減少や地方交付税の原資となる国税の収入も大幅に減少し、社会保障関係経費の自然増などにより、借入金残高が累積しております。今後その償還が地方財政を圧迫することは必至でありますので、地方の行財政運営は極めて厳しい状況にあります。

このような中、岬町の財政は、地域経済が低迷し、地価も下げどまりせず、下落が続き、企業業績の悪化や個人所得の減少などに伴う町税の減少傾向が見られます。こうした厳しい状況のもと、財政再生団体への転落を回避するため、徹底した行財政改革に取り組み財政体質の健全化を図るべく、平成18年3月に策定いたしました岬町集中改革プラン（岬町行財政改革プラン）をもとに財政健全化を推進してまいりました。

平成21年度の本町の一般会計決算は引き続き黒字決算となったものの、依然として財政構造は硬直化しており、加えて超過課税等の臨時的な財源措置を除いた場合においては赤字が発生するという財政の中身は、大変厳しいものとなっております。

このような状況を踏まえて、私は議会や住民の皆様にあるのままの情報を提供し、ともにこれからの岬町の行財政運営を見つめ、考えていただけるように、議会における特別委員会や住民懇談会の設置、タウンミーティングの開催などに努めてきたところであります。

歳入では、金融危機以降の雇用・所得環境の悪化や地価の下落に伴い、町税が減少し、地方に配分される譲与税、各種交付金も減少となりましたが、地方交付税の減少を補てんする臨時財政対策債や大阪府市町村振興補助金が前年度に比べて増額されたことで、歳入の確保を図ることができたところです。

歳出では、集中改革プランの取り組みによる職員給与の削減などにより、人件費が減少しました。しかし、既に発行した起債の償還に伴う公債費が増加しております。なお、今後の財政運営に資するために財政調整基金への積み立てを実施しましたが、依然として義務的経費を中心

として本町の財政を大きく圧迫していますので、これまでと同様、非常に厳しい財政運営を求められました。

このような厳しい財政状況の中で、住民の信託にこたえ、第3次総合計画の基本目標である「笑顔あふれる いきいきタウン“みさき”」を目指し、集中改革プランと整合させながら、総合計画に係る実施計画を中心とした施策を推進してまいりました。

それでは、平成21年度に実施いたしました施策の概要について、総合計画の5本の柱に沿って説明を申し上げます。

まず、「自然のもとで元気に安心して暮らせるまち」についてであります。

子育ての支援につきましては、岬町次世代育成支援行動計画の後期計画として、本町における子どもを取り巻くさまざまな分野の施策を総合的に推進するために、岬町次世代育成支援後期行動計画及びみさき健やか親子21を策定いたしました。

また、平成21年10月から子育て支援センターにおいて、就学前児童の一時預かり事業を開始し、安心こども基金特別対策事業では、各保健所等に新型インフルエンザの感染防止対策として除菌機能つきエアコン及び空気清浄機などを設置しました。

また、女性のがん検診推進事業に新たに取り組み、女性の健康増進を進めました。

次に、「自然にふれあい、心豊かに暮らせるまち」についてであります。

学校教育においては、学校ICT環境整備事業として、小・中学校の教室に50インチのデジタルテレビと教育用コンピューター機器を整備し、インターネットの活用などにより、わかりやすい授業の実現、子どもたちの情報活用能力の育成を図ることを目的に導入いたしました。

また、防災機能の充実のため、小学校耐震補強事業として、淡輪・深日・多奈川小学校の普通教室棟及び多奈川小学校体育館の耐震補強工事の実施設計業務に着手いたしました。また、すべての公立学校施設の耐震化を完了させるため、計画的な取り組みを行っていきます。

次に、学校安全対策として、小学校内に不審者、異常を確認した際、押しボタン送信機を操作することで、いち早く職員室に緊急を知らせることにより、迅速な対応が可能となる非常通報システム機器を配備し、児童等の学校生活の安全を図ることを目的に、小学校安全管理対策事業を実施しました。

教育の充実では、授業改善などで学力向上に積極的に取り組む市町村支援プロジェクト事業を町内のすべての小学校と岬中学校で始めました。特に岬中学校では学校支援地域本部事業にも取り組み、学習支援活動や、各種団体と協力しながら登下校の子どもたちの安全見守り活動や部活動の支援活動などを行いました。

次に、「自然を生かして、いきいき魅力満載のまち」についてであります。

平成21年度から、とっとパーク小島の道の駅の清掃などの維持管理を始めました。また、国の経済対策として、ふるさと雇用再生特別基金を生かして、特産品のメニューの開発や展示、販売に取り組みました。

農業被害対策では、イノシシやアライグマからの農業被害を低減させるため、有害鳥獣対策協議会の協力を得ながら、有害鳥獣対策事業に取り組みました。

次に、「自然を守り、安全で快適に暮らせるまち」についてであります。

環境に優しい循環型社会を形成するため、ごみの減量化と資源ごみのリサイクル事業の一環として、プラスチック製容器包装ごみの分別収集を開始しました。また、岬町リサイクルセンターを旧ごみ焼却場跡地に新築し、プラごみ圧縮こん包機能設置とあわせて、従来から分別収集しているペットボトル圧縮減容機も移設し、今後、資源ごみリサイクル拠点施設として大いに期待するものです。

次に、「自然と共生し、便利に暮らせるまち」についてであります。

第二阪和国道の延伸につきましては、平成23年3月の淡輪ランプまでの供用開始に向け、鋭意工事が進められています。淡輪ランプから和歌山市大谷ランプに至る区間においても用地測量業務などが開始されるなど、全線供用に向け、事業進捗が図られています。

漁業集落排水整備事業については、小島地区の生活排水による周辺海域の水質悪化を防ぐため、平成20年に施設整備を完了し、平成21年度末には全体142件のうち95件の水洗化を図りました。

土砂採取跡地の整備事業につきましては、大阪府からの受託事業として平成21年度も引き続き整備が行われ、多目的広場の管理棟や道路、緑地の整備を行うとともに、完成した多目的広場を大阪府の許可を得て住民の方にご利用いただきました。また、ハイキングやビオトープ見学会など、住民、事業者との協働で事業を取り組みました。

また、第二阪和国道事業関連である淡輪19区の集会所に係る用地の取得及び設計を行いました。

なお、これらに係る経費の財源は、多奈川地区財産区のご理解とご協力によるものでございます。

最後になりますが、新しい総合計画の策定の取り組みに着手いたしました。この計画の策定に当たっては、広く住民の皆さんから委員を公募し、計画策定のプロセスが住民自治の確立につながるよう努めているところであります。

以上、平成21年度における主要施策の概要につきましてご説明申し上げましたが、これらの成果につきましては、議員各位並びに住民の皆様方の多大なるご支援、ご協力によるものと深く感謝をするものでございます。

次に、各会計の収支状況につきましては総務部長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○竹内邦博副議長 決算に関する説明について、総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 それでは、各会計ごとの全般的な決算の概要についてご説明いたします。

決算書とともに送付いたしております平成21年度決算説明資料の1ページをごらんください。まず、会計別決算の状況でございます。

一般会計につきましては、歳入決算額は68億8,694万円、歳出決算額は68億1,010万7,000円、歳入歳出決算差引額7,683万3,000円となっており、翌年度に繰り越すべき財源4,725万8,000円を差し引いた結果、2,957万5,000円の黒字決算となっております。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入決算額は660万4,000円、歳出決算額は1,189万9,000円となっており、歳入歳出決算差引額529万5,000円の歳入不足額につきましては、翌年度歳入繰上充用金で補っております。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額は24億6,819万5,000円、歳出決算額は24億6,796万5,000円となっており、歳入歳出決算差引額23万円の黒字決算となっております。

老人保健特別会計につきましては、歳入決算額は378万6,000円、歳出決算額は349万1,000円となっており、歳入歳出決算差引額29万5,000円の黒字決算となっております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額は2億217万7,000円、歳出決算額は1億9,778万7,000円となっており、歳入歳出決算差引額439万円の黒字決算となっております。

下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は6億9,617万7,000円となっております。

漁業集落排水事業特別会計につきましても、歳入歳出とも決算額は1,059万5,000円となっております。

介護保険特別会計（保険事業勘定）につきましては、歳入決算額は15億9,145万8,000円、歳出決算額は15億4,059万9,000円となっており、歳入歳出決算差引額5,085万9,000円の黒字決算となっております。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）につきましては、歳入決算額は1,521万3,000円、歳出決算額は1,411万4,000円となっており、歳入歳出決算差引額109万9,000円の黒字決算となっております。

淡輪財産区特別会計につきましては、歳入決算額は1,058万8,000円、歳出決算額は886万8,000円となっており、歳入歳出決算差引額172万円の黒字決算となっております。

深日財産区特別会計につきましては、歳入決算額は4,992万1,000円、歳出決算額は2,351万9,000円となっており、歳入歳出決算差引額2,640万2,000円の黒字決算となっております。

多奈川財産区特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は1,521万1,000円となっております。

谷川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は166万7,000円、歳出決算額ゼロとなっており、歳入歳出決算差引額166万7,000円の黒字決算となっております。

次に、住宅用地造成事業特別会計につきましては、収益的収入額は4,382万1,000円、収益的支出額は9,572万2,000円となっており、収益的収入から収益的支出を差し引いた5,190万1,000円が当年度純損失となっております。前年度繰越利益剰余金が5,190万1,000円となっておりますので、平成21年度末処分利益剰余金はゼロとなり、本会計を閉鎖したものでございます。

水道事業会計につきましては、収益的収入額は5億5,760万1,000円、収益的支出額は5億5,976万8,000円となっており、収益的収入から収益的支出を差し引いた216万7,000円が当年度純損失となっております。前年度繰越欠損金が3,514万2,000円となっておりますので、平成21年度末処理欠損金は3,730万9,000円でございます。

また、資本的収入額は9,314万6,000円、資本的支出額は2億6,693万3,000円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,378万7,000円は、過年度損益勘定留保資金で補てんしたところでございます。

次に、2ページをごらんください。普通会計財政収支の状況でございます。

普通会計は、地方財政に関する各種統計等に用いられる会計でございます。一般会計に公営

企業会計を除く各種の特別会計を合算いたしまして、重複額や借換債を控除して算出されるものでございます。本町におきましては、普通会計の範囲は一般会計に住宅新築資金等貸付事業特別会計を加えたものとなっております。

平成21年度普通会計の歳入総額は65億8,513万5,000円、歳出総額は65億1,359万7,000円となっており、歳入総額から歳出総額を差し引き、さらに翌年度に繰り越すべき財源4,725万8,000円を差し引いた実質収支は2,428万円の黒字決算となっております。

普通会計決算の歳入歳出の特徴につきましてご説明いたします。

さきに町長からの説明もありましたように、平成21年度決算は、歳入におきましては、金融危機以降の厳しい雇用・所得環境の悪化及び地価下落等の影響により、町税が前年度比1億98万2,000円減少したことに加え、地方に配分される譲与税、交付金も対前年度比1,623万7,000円減少となりましたが、景気底上げのために国の経済対策として実施した定額給付金や各種の地域活性化臨時交付金等により、国庫支出金が対前年度比3億5,006万1,000円増加しております。あわせまして、地方交付税の減少を補てんする臨時財政対策債が対前年度比1億1,038万6,000円増加したことなどにより、歳入の確保を図ることができました。

また、歳出におきましては、集中改革プランの取り組みによる職員給の減少や退職手当の減少などにより、人件費が対前年度比4億999万5,000円減少しております。一方、国の経済対策に伴う定額給付金の実施等により、補助費等が対前年度比2億4,399万円増加するとともに、既発債の償還に伴う公債費が対前年度比4,805万8,000円増加しております。

普通建設事業は、土砂採取跡地整備事業の減少等により、対前年度比3,997万7,000円減少しております。

なお、今後の財政運営に資するために財政調整基金等への積み立てを実施いたしましたが、依然として義務的経費を中心に本町の財政を大きく圧迫しており、厳しい財政運営となっております。

続きまして、3ページをごらんください。

財政構造の弾力性を示す重要な指標の一つである経常収支比率につきましては、経常経費充当一般財源に係る人件費及び補助費等が減少しましたが、地方債の元利償還金や特別会計への繰出金等が増加したことなどにより、対前年度0.3ポイント増の98.6%となっており、引き続き厳しい状況となっております。

公債費負担比率、単年度につきましては、対前年度比1.6ポイント増の26.0%、公債費比率、単年度も対前年度比0.4ポイント増の21.6%といずれも悪化しており、公債費が本町の財政を大きく圧迫しております。

次に、地方債現在高につきましては、普通会計における平成21年度末現在高は、臨時財政対策債などの新規地方債の発行がありましたものの、それを上回る元金の償還を行ったために、対前年度比7億1,059万9,000円減少いたしまして、94億8,674万2,000円となっております。また、特別会計を加えた平成21年度末の現在高は147億344万2,000円となっており、前年度から8億2,983万円減少しており、地方債現在高は減少傾向でございます。

続きまして、基金につきましては、一般会計所管の平成21年度末現在高は8億9,305万4,000円となっており、前年度から2億1,516万5,000円の増加となっております。また、特別会計所管の基金を加えた平成21年度末現在高は16億619万1,000円となっており、前年度から1億9,470万3,000円増加しております。

最後に、健全化判断比率等の状況でございますが、実質公債費比率、3カ年平均では21.3%、将来負担比率につきましては195.4%となっております。

なお、公営企業ごとに算定する資金不足比率につきましては、水道事業、下水道事業、漁業集落排水事業及び住宅用地造成事業とも生じておりません。なお、住宅用地造成事業につきましては、平成21年度末をもちまして、特別会計を閉鎖しております。

このように、普通会計におきましては、本年度も前年度に引き続き黒字決算となりましたが、これは固定資産税の超過課税や国が経済対策として実施いたしました各種の地域活性化臨時交付金に加え、大阪府市町村振興補助金の増加等により財源を確保した結果でございます。先ほど申し上げましたように、財政構造は依然として硬直化しており、引き続き財政状況は極めて厳しい状況であることには変わりありません。現在の第3次総合計画の目標年次は平成22年度までとなっており、平成23年度から新たにスタートする第4次総合計画の策定に着手しているところでございます。こうした状況ではございますが、今後も自立できる行財政運営を目指し、より一層の行財政改革を積極的に推進することで、総合計画の基本目標の実現に向けて努力してまいりたいというように考えております。

以上が平成21年度の各会計の概要でございます。

なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。



○竹内邦博副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本15議案については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 総務委員でありますので、質問はいたしません、町税の滞納の件で税務課に資料の提出をお願いします。町税で滞納額が1億8,000万円ありますが、職員の皆さんは日夜、滞納徴収に努力されていますが、今後、住民に不公平にならないためにも滞納徴収に努力されますことを望みます。1点、町税の滞納件数の資料の提出をお願いします。

また、もう1点は、これも総務文教委員でありますので、質問はいたしません、企画課に資料提出を求めます。町の決算でICT、要はコンピューターですか、コンピューターの関係の支出について、非常に複雑な部分がありますので、委員会に資料をお願いします。3常任委員会に係る部分についてもあるかと思いますが、とりあえず企画課の資料をお願いしておきます。

以上であります。

○竹内邦博副議長 他に質疑ございませんか。

鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 21年度は町長選と町会議員の補欠選挙がありました。その選挙費用でちょっと私、総務文教委員ではありませんので、ここで質問して、委員会で、できたら私も傍聴で出ますので、資料を提出していただきたいと思います。

この21年度の決算書の61ページ、ここで、21年度は10月に町長選並びに補欠選挙がありまして、町長選の費用は支出金額で724万187円となっております。町議会の議員の補欠選挙は154万7,873円、両方とも支出金額でいっております。

ところが、ちょっとこれ調べましたら、17年度ですね、4年前の17年度、まず町長選が2月にありまして、そしてまた事情がありまして、10月に再度行ったと。町会議員の補欠も4月に補欠選挙がありまして、10月の町長選で補欠選挙があったと。回数にしましたら、同時選挙は1回としましても、3回やっているわけですね。そのときの町長選挙の費用が支出金額

で804万7,510円となっております。補欠選挙のほうは、支出金額で956万6,544円ということで、合計比較しますと、去年の21年度は879万6,060円が支出金額です。それに対して、17年度の3回行ったところが1,761万4,054円となっております。この辺ちょっと照合しても、どうなっているのかわからないので、できましたら、これをわかるように次回の総務文教委員会のとときに傍聴で出ますので、資料を要求しておきます。

以上です。

○竹内邦博副議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 ないようですので、これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております日程14、議案第68号、平成21年度岬町一般会計決算認定の件から日程28、議案第82号、平成21年度岬町水道事業会計決算認定の件までの15件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

よって、本15件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

---

○竹内邦博副議長 お諮りします。

日程29、報告第2号「平成21年度岬町健全化判断比率報告の件」から日程33、報告第6号「平成21年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件」までの5件を一括議題にしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 異議なしと認めます。

よって、日程29、報告第2号から日程33、報告第6号までの5件を一括議題にすることに決定しました。

本5件について報告を求めます。報告第2号について、総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程29、報告第2号、平成21年度岬町健全化判断比率報告の件につきましてご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、報告を行うものでございます。

まず、地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として、平成19年に成立した法律でございます。

この法律の特徴といたしましては、4点ございます。1番目、普通会計だけでなく公営企業や公社、第3セクター等まで対象とすること、2点目、単年度フローだけでなくストック面にも配慮した財政状況の判断指標を導入すること、3点目、財政悪化を可能な限り早い段階で把握し、財政状態の改善に着手させること、4点目、公営企業についても財政の早期健全化、再生の仕組みとは別に、企業ごとに財政指標の公表と経営健全化のための制度が設けられているということでございます。

それでは、平成21年度決算における各比率の指標について報告をさせていただきます。

まず、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合であります実質赤字比率は、本町においては生じておりません。なお、実質赤字比率の早期健全化基準は、括弧書きに表記しておりますように15%となっております。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合をいいます。連結実質赤字比率は生じておりません。なお、連結実質赤字比率の早期健全化基準は、同様に括弧書きを表記しておりますように20%となっております。

続いて、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合をいうわけでございます。平成21年度におきましては、実質公債費比率は21.3%となっており、前年度の19.5%から1.8ポイント増加しております。なお、実質公債費比率の早期健全化基準は、括弧表示のように25%となっております。

最後に、将来負担比率は、一般会計等の将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合をいいます。前の三つの指標は、ある一定の期間で把握するフロー指標であるのに対しまして、この将来負担比率は、ある時点で把握するストック指標となっております。平成21年度につきましては195.4%となっており、前年度の209.0%から13.6ポイント減

少しております。なお、将来負担比率の早期健全化基準は、括弧表示にありますように350%となっております。

監査委員から付された審査意見書におきましては、各比率とも早期健全化基準を下回っているものの、今後も引き続き健全な財政運営に努められたいというように記されております。

なお、各比率の積算となる基礎数値は、決算書及び地方財政状況調査などをもとにしております。地方財政状況調査につきましては、大阪府を通じまして総務省へ提出され、現在、国のほうで検収をしているところでございます。したがって、国などからの修正等の指示に伴いまして、今回報告させていただいた各比率に変更が生じる場合がありますら、改めて報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

報告は以上です。

○竹内邦博副議長 報告第3号及び報告第4号について、都市整備部長、松永英三君。

○松永都市整備部長 日程30、報告第3号、平成21年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率報告の件についてご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、報告を行うものでございます。

岬町下水道事業特別会計におきまして、平成21年度での資金不足は生じておりません。

なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合をいまして、経営健全化基準は20%となっております。

報告第3号は以上でございます。

続きまして、日程31、報告第4号、平成21年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率報告の件についてご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、報告を行うものでございます。

岬町漁業集落排水事業特別会計におきましては、平成21年度での資金不足は生じておりません。

なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合をいまして、経営健全化基準は20%となっております。

報告は以上でございます。

○竹内邦博副議長 報告第5号について、総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程32、報告第5号、平成21年度岬町住宅用地造成事業特別会計資金不足比

率報告の件につきましてご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、報告を行うものでございます。

住宅用地造成事業特別会計におきましては、平成21年度での資金不足は生じておりません。

なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合をいい、経営健全化基準は20%となっております。

また、本会計は平成21年度末をもちまして、閉鎖しております。

報告は以上です。

○竹内邦博副議長 報告第6号について、都市整備部理事、末原光喜君。

○末原都市整備部理事 日程33、報告第6号、平成21年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件につきましてご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、報告を行うものでございます。

岬町水道事業会計におきましては、平成21年度での資金不足は生じておりません。

なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合をいい、経営健全化基準は20%となっております。

報告は以上です。

○竹内邦博副議長 これより本5件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博副議長 質疑なしと認めます。

これをもって、平成21年度岬町健全化判断比率報告の件から平成21年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件までの5件の報告を終わります。

---

○竹内邦博副議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議について、よろしく願いいたします。

なお、次の会議は、9月22日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会、議運終了後に開催予定の全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労さまでございました。

(午後1時48分 散会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成22年9月2日

岬町議会

副 議 長 竹 内 邦 博

議 員 奥 野 学

議 員 谷 本 貢